

教職魅力発信強化事業費
教員応援動画作成業務委託仕様書

1 業務の目的

教員の人材不足は全国的な課題である。その要因は様々であるが、教員への志願者が減少傾向にあることは大きな要因である。志願者の減少には教育を取り巻く環境が影響しており、教職への不安が大きくなっていることが考えられる。大学生へのアンケートから、①多忙、仕事量が多い。②保護者対応が大変そう。③仕事が多岐にわたり、自分が対応できるか。といった教職への不安を抱えていることがうかがえる。

山梨のよりよい教育を目指すためには、教員が誇りと自信を持って学校教育に関わることができる社会全体の雰囲気醸成することが求められる。

本事業では、教員への応援メッセージや感謝の言葉を表現したり、教職への不安の解消や魅力を表現したりする動画を作成し、主に学生（高校生・大学生）、さらに保護者や教員が視聴することで、より多くの県民が教員を支える気持ちを持っていることを社会全体で共有し、教職の道を志す人を増やすことを目的とする。

2 業務内容

(1) 動画の企画・作成

- ・受託者は、動画2本を作成すること。2本は同様の内容で短編、長編とする。
- ・短編は1分程度、長編は5分程度とすること。
- ・動画の企画・構成・脚本は、事前に県と協議した上で作成すること。また、取材先の選定・調整等も行うこと。
- ・動画の納品は、インターネット上で配信可能な状態で、県の指定する方法とすること。
※サムネイルの作成など、視聴者の興味を引くような工夫をこらすこと。

(2) 動画のコンセプト

多くの立場、幅広い年齢の人々からの教員への応援メッセージや感謝の言葉を表現したり、教職への不安の解消や魅力を表現したりする動画を作成し、世間の教員に対するイメージアップを図るとともに、教員が自信と誇りを持って勤務できるような社会の雰囲気を醸成する。

※映像素材は、実写が望ましいが、アニメ、CG等を取り入れることは可能であり、動画を観る人が心温まる明るい印象を受けるような工夫をこらすこと。

(3) 動画の構成

子供と教員が楽しく語るシーンや、応援メッセージや教職への不安解消に向けた取組等のインタビューを織り交ぜたものとし、具体的な構成については応募者からの提案による。

(例) () は長編、【 】 は短編

- ・子供と教員が楽しく語るシーンを複数紹介（30秒程度）【10秒】
- ・教員への感謝・応援、教員との思い出ワンシーンを語るなどのインタビュー（3分程度）【15秒】
- ・教員に焦点を当てた日常的風景（現場収録）（1分程度）【なし】

（4）留意事項

- ・実際の撮影にあたり、学校施設及び出演する教職員・生徒の手配については委託者（県側）、その後の段取りや調整については受託者が行い、都度協議のうえ進行する。
 - ・動画は、県が管理する施設や学校など公共性が高いと判断される場所及び関連するイベントで上映するとともに、山梨県教育委員会ホームページや県の公式 YouTube チャンネル「山梨チャンネル」、TikTok など SNS に公開する。^(※)
- ※最低3年は、追加費用なく公開できるよう権利処理を行うこと。

3 業務実施計画

- ・本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、県と協議すること。

4 粗編集確認業務

- ・2回（別途、指定する期日までに動画イメージをデータで提出）

5 成果物

- （1）業務完了届（様式任意）
- （2）作成した動画（DVD 1部、データファイル）
 - ※データファイル：2（3）
 - ※DVD：上記ファイルを連結させた総集編
- （3）映像の規格は「アスペクト比16：9（1,920×1,080フルハイビジョン）」とすること。

6 著作物の帰属

- ・委託業務の成果物の著作権は県に帰属し、ウェブサイト等に随時使用、複製及び頒布できるものとする。ただし、成果物の性質により県に帰属させることが出来ない場合は、県、受託者で協議する。
- ・成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属する。
- ・検収、修正を経て、納品した後の修正に関しては別途料金が発生するものとし、受託者は別途見積りを行う。
- ・県は、受託者に提供した資料が正確であり、かつ、第三者の著作権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないものであることを保証する。

- ・受託者は、県の承諾を得た上で、自社のウェブサイトにおいて、自社の制作実績の紹介のために、本映像の全部又は一部を公開することができる。ただし、そのために第三者から許諾を得る必要がある場合は、自己の責任及び費用負担において許諾を得るものとする。

7 特記事項

- (1) 本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務実施に必要と認められる業務については、県と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議の上で対応することとする